

## 千葉市西部児童相談所外2か所備品等移動業務委託仕様書

### 1 目的

本委託は、西部児童相談所の移転に伴い、指定期日に備品・什器等を指定場所へ運搬し、適正に配置することを目的とする。  
また、移動対象物については別紙「写真一覧」を参考とし、移動対象物及び配置場所については作業日まで子ども家庭支援課及び西部児童相談所の指示に従うこと。

### 2 履行場所

千葉市美浜区高浜3丁目2-3（西部児童相談所）  
千葉市中央区千葉港2-1（千葉市中央コミュニティセンター）  
千葉市美浜区高浜3丁目3-1（旧高浜第二小学校跡施設 愛称：はまのわ）

### 3 委託期間

契約締結の翌日から 令和7年3月31日まで

### 4 業務理念

受注者は、本委託業務を実施するにあたり、本市の意図及び目的を十分理解し、経験豊富な現場責任者を選任配置し、かつ適正な従業員を配置し、迅速丁寧に行うものとする。

### 5 作業計画書の提示

受注者は、委託契約締結後、速やかに 4 で示す現場責任者を選任して、西部児童相談所との協議を十分に行い具体的なスケジュール及び人員配置等を記した作業計画書を提出する。

作業実施日については、はまのわ改修工事の完工後となり、具体的な日時については西部児童相談所及び子ども家庭支援課と協議のうえ、決定するものとする。

※作業実施日は下記の予定ですが、工事の進捗状況や西部児童相談所の都合等により変更となる場合があります。

移転元	移転先	作業実施日
西部児童相談所	旧高浜第二小学校跡施設（3階） ※EVあり	令和7年3月下旬（土日の日中）
千葉市中央コミュニティセンター		令和7年3月下旬（平日の日中）

### 6 作業の指示及び監督

- （1）受注者は、子ども家庭支援課と常に密接な連絡を取り、その指示を受けるものとする。
- （2）受注者は、疑義等が生じた場合は子ども家庭支援課と協議のうえ決定するものとする。
- （3）工事の進捗状況等により移動対象物の大幅な増減がある場合は、協議のうえ決定する。
- （4）協議をしないで行った作業により追加費用が必要となるものについては受注者の負担とする。
- （5）旧高浜第二小学校跡施設における、什器等の配置は子ども家庭支援課および西部児童相談所の指示に従うこと。

### 7 事故の防止

受注者は、委託業務を実施するにあたり、関係法令を遵守し、人身及び物損等の事故発生を未然に防止するよう努める。

### 8 委託内容

#### 作業範囲

- （1）対象物品の搬出・運搬・搬入。
- （2）引越用梱包資材の提供・その回収。
- （3）転倒防止金具の取外し、取付け作業。（扇風機台等の止め金具含む。）
- （4）掲示板・扇風機・ブラインド等の取外し、取付け作業。
- （5）書籍類、食器、教材等を除く運搬に必要と思われる梱包作業。
- （6）建屋内養生作業（作業通路・床面・必要と思われる場所の壁面）

#### 作業範囲外

- （1）書籍類、食器、教材等の開梱・収納作業。
- （2）建築時に備え付けられた家具等の運搬。